令和7年度 第1回千葉県いじめ対策調査会 会議録

令和7年7月17日(木) 午後3時から午後4時30分まで 県教育会館別館3階会議室

出席委員 嶋﨑 政男 西口 雄基 浅尾 智康 木村 得道 大久保 佳織 石川 真紀 小柴 孝子

事務局 教育長 杉野 可愛 児童生徒安全課長 志村 修一 生徒指導・いじめ対策室長 桑田 美和 関係課・関係機関担当者他

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 説明、審議等
 - (1) 千葉県のいじめの状況について ※生徒指導・いじめ対策室長からの説明、その後、質問、審議
 - (2) 県が実施するいじめの防止等のための対策に関する評価について ※事務局からの説明、その後、質問、審議

【会長】

これより、説明、審議に入る。

まず、「千葉県のいじめの状況について」について、事務局から説明をお願いする。

【生徒指導・いじめ対策室長】

※資料の説明

【会長】

ただいま、事務局からの「千葉県のいじめの状況について」の説明に対して、事前に各 委員よりご質問があったことに対して、事務局より回答をお願いする。

【事務局】

質問①全体としていじめの認知件数が前年より多くなっているという要因について教えて欲しい。増加傾向について発見が増えているのであれば歓迎されるが、社会的経

済的状況も悪化しており、実際に不安定な児童生徒が増えている可能性が否定できないのではないか。

- 回答❶認知件数が増えているのは、いじめと疑われるものは小さい事案でも、積極的に認知して、解決しようとする考えが浸透してきた結果と考えている。また令和7年版のこども白書の調査においては、「安心できる場所がある、どこかに助けてくれる人がいる」と思う子供が9割以上いる一方で、「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思う子供は約半数というデータも出ている。また、国民生活基礎調査に基づく相対的貧困の状態にある子供の割合が11.5%と改善傾向だが、ひとり親世帯の貧困率は44.5%と高くなっている。千葉県のひとり親家庭が、2020年度のデータで約3万世帯と考えると、児童生徒が経済的不安を抱えながら生活をしている状況が増えていると考えられる。
 - 一概にそれがいじめの認知件数の増加に繋がるとは考えていないが、学校現場にいる教職員からは、我慢ができない児童生徒が増えているという声は、一定数、聞こえてきている状況がある。
- 質問②認知件数に対して、「概ね解決している」「解決に向けて取り組み中」という値が、 先ほど示された。「その他」という欄に約30件あるが、この状況について教えて欲 しい。
- 回答②この「その他 30 件」については、就学校の変更や、公立学校から私立学校、または私立学校から公立学校への転学や退学がそれに当たる。いじめを解決する上で転学退学をした児童生徒分が、「その他」のカウントになっている。
- 質問③いじめの発見のきっかけについて、主にアンケート調査によるものが多いという データであるが、個々の案件に関して適切な対応ができているのか。
- 回答③いじめの発見にアンケート調査やストレスチェック等が一定の役割を果たしていることは、実感できる。毎年、年度初めに生徒指導担当者会議において、生徒指導の重点の具体化の資料を示し、アンケートの活用をお願いしているところである。各学校においてはアンケートの結果をもとに、児童生徒への面談等を行って、適切に対応していると考えている。
 - いじめ重大事態の多くは、早期発見ができずに、学校の初期対応も不十分な傾向がある。今後もアンケート調査を活用しながら、いじめの早期発見、早期解決に利用していただきたいと考えている。
- 質問④「誰にも相談していない」という割合が低く、相談体制の充実が推認できる。どの ような取り組みが功を奏しているのか。
- 回答◆資料1の4にあるとおり、令和5年度問題行動調査の中ではいじめられた児童生

徒の相談の状況で「誰にも相談していない」件数が 78 件と、全体の 0.1%。これは 令和 4 年度が 1680 件。令和 3 年度は 1269 件と比べて大きく改善をしている。 今年度、この項目について、分析したところ 2 つの要因が考えられる。

1つ目は集計のカウント方法が変わっていること。令和4年度までは目の前で見つけて発覚した事案については、「誰にも相談していない」に含まれていたケースもあった。令和5年度からは、文科省と確認し、目の前で見つけて話を聞いたという段階で相談したと判断するよう変更している。

2つ目は、校内で相談窓口の周知を様々な方法でお願いしている。リーフレット等、 児童生徒に直接伝わる方法で周知していることも一定の成果として考えられる。

- 質問⑤いじめの態様で「金品をたかられる、金品を盗まれる」等の犯罪について、警察と の連携はどの程度行われているのか。
- 回答**⑤**校内で行為が発覚した場合には、いじめ防止対策推進法に基づいて、警察へ相談し、連携した対応をとっている。県教育委員会として、学校から相談を受けた際にも、警察との相談連携するよう指導助言している。学校では、被害側児童生徒、保護者の意思も尊重しながら、被害側が安心感を持てるように対応していく。昨今では、児童ポルノ関係のいじめ事案が増えていると実感している。そのようなケースでは、警察に必ず連絡をするよう県教委は指導助言をしている。
- 質問⑥今後、調査の際に、定量調査(いわゆるアンケート調査のようなもの)の他に、定 性調査(インタビュー等の調査)も必要ではないか。
- 回答⑥定性調査を実施することで、一つ一つの事案をより具体的な言葉で見取ることができ、いじめの傾向も掴むことに役立つと思う。実際のいじめ事案を目の前で見ている学校現場の教職員は一つ一つの事案を見て、組織で対応していると思う。より多くのケースに共通点を見いだすことができれば対応も見直すことができるかと思うので、検討させていただきたい。

【会長】

ご質問等あるかもしれないが、今日の大きなテーマの2つ目を今のように説明いた だいた後に、ご意見等いただきたい。

「県が実施するいじめ防止等の対策に関する評価」について、説明をお願いする。

【事務局】

※資料2に基づく説明

【会長】

「県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価について」の説明に対して、 委員の方から事前の質問等はあるか。あれば回答をお願いする。

【事務局】

- 質問①施策 1 から 5 について。いじめに関する相談について、それぞれの施策に繋がりづらい現状があるのではないか。仮に児童生徒から学級担任に相談した後、相談した本人が解消されていなかったと認識した場合、学級担任や学校には相談しなくなる事例もあると思う。また、施策 34 に関わって S N S 相談は素晴らしい、是非拡充をお願いしたい。
- 回答①初期対応の重要性は承知している。相談を受けた教職員が早期に対応することが大切である。県のいじめ防止基本方針にも示されているとおり、児童生徒の相談を受けとめるセーフティネットが広く張り巡らされていることが重要である。県としては電話、SNS、メール、オンライン等相談窓口のチャンネルを増やすように努めている。相談したい側にとって相談しやすい環境をつくるということを考えている。今年度7月1日から、教育庁統一ダイヤルという電話ができ、学校に関する相談をワンストップで受け付ける電話窓口を運用開始している。高校生ではSNSを用いた相談窓口の利用が増えている現状があり、今後どのような相談窓口が有効か、ご意見をいただきたい。
- 質問②施策1について。管理職対象の研修において教育相談の重要性を投げかけ、校内教育相談体制のさらなる構築に向けた意識の高揚を図るとあるがどのような研修を 行っているのか。
- 回答❷県内の小中義務教育学校、高等学校、特別支援学校の管理職約 1200 名が対象の「管理職資質向上研修」において、いじめ防止、自殺予防、不登校児童生徒支援をテーマに講義を行っている。
- 質問③施策 12 について。SNSの出し方に関する教育とは具体的にどのような内容か。回答❸学級活動、学年集会、全校集会等の場で、学級担任や教育相談に携わる職員が動画を見せたり、資料を読み上げたりする形で実施することを依頼している。各学校で児童生徒の実態に応じた方法で指導することとしており、具体的な実施方法について調査はしていない。県教育委員会では、SOSの出し方教育のための指導資料を作成して、千葉県子どもと親のサポートセンターのホームページ内でこの指導資料等や動画も公開している。すぐ授業ができるような体制を整えている。
- 質問④いじめ対策の数多くの教職員研修が組まれており、熱意を感じる。今後更に、加害側への対応という点において、加害児童生徒にいじめについて考えさせるような研修をした方がよいのではないか。
- 回答**④**加害側にならないためのコミュニケーションのモラルを学ぶ研修という新たな視点をいただいた。担当課とまた検討をしていきたい。

- 質問⑤施策 34 について。SNS 相談事業の成果や課題の欄に、「令和 6 年度は小学校のいじめ件数や不登校児童生徒数の増加を踏まえ、これまで中高生のみであった対象者を小学 4 年から 6 年まで拡大した」とあるが、小学生の相談件数や相談内容の傾向を教えてほしい。
- 回答**⑤**小学生の相談件数は合計 458 件。その中で 5 年生が一番多く、182 件。中高生を含む全相談件数が 2220 件ということから、小学校 4 年生から 6 年生の割合は全体の 20%となっている。相談内容は、友人関係が全体の 40%。いじめ問題については 4 番目に多く約 6.3%。しかしながら友人関係からいじめに発展することも多く、S N S 相談事業が果たすいじめの未然防止という役割は大きいものと捉えている。

質問⑥日本語を母語としない児童生徒やその保護者からの相談の状況はいかがか。

回答 6 令和 5 年度の国の調査では、千葉県内に約 3381 名の日本語指導が必要な外国籍児童生徒がいると伝えられている。学年相当の学習言語力が十分でないことによる、学習意欲の低下や学校への不適応、周囲からの疎外感等が課題として挙げられている。このような背景のもと、いじめの加害者や被害者となってしまうケースがある。千葉県として、日本語指導は課題と捉えており、令和 7 年度は約 4800 万円の予算で、日本語指導担当教員や外国人児童生徒等教育相談員の配置を補助している。今後ますます増える外国籍の児童生徒が関わるいじめ対応の方策については、是非ご意見いただきたい。

【会長】

議題の2つについて説明をいただいた。事前の質問等についても回答いただいた。委員からの意見や質問はあるか。

【委員】(意見)

いじめに対する様々な対策の事業を拝見し、個別の子供たちに対する指導はやられている印象である。つまり、子供1人がいじめの被害に遭ったときに SOS を出す方法や、子供自身が、自分がいじめをしないためにどう接すればよいかという、個人で気をつける指導を行っている印象である。一方で、子供たちが集団で活動するときの活動の仕方についての指導や、それを指導する教員の方への啓発、研修を拡充していただけたらと思う。集団での活動、例えば委員会活動や部活動、クラス等の集団で活動するときにこういうことをするといじめになりやすいとか、こういう集団はちょっといじめに傾いてしまうことがあるとか、このような上下関係がある集団は危ないとか、そのようなことを子どもたちに教えられる機会、先生方の知識として身に付けていただく機会を持つべきだろう。集団に対する知識を生徒も先生も保護者も身に付けていくとよいと

【委員】(意見)

とてもたくさんの対策をしていて感謝する。

加害をしてしまうことをどう伝えるかということが先ほどもあった。いじめは日常の中に小さいものがたくさんあるはずで、大人が見えないところで行われる。子供たちの中ではそれを知っている、予防できるやり方も伝えていくのがとても重要だと思っている。その集団の中で何がいじめなのか、自分がいじめをしてしまわないように、わかりやすくしていくことがよいと思う。

今、色々な委員会が小中学校にあると思うが、その中に「コミュニケーション対策委員会」や「いじめ対策委員会」等で、それを知って予防しようという意識のあるお子さんを増やしていくとよいと思う。実際、いじめをする子は正義感でする子もいる。良いリーダーにすると、今度は予防側になって活躍してくれる。いじめ行為になっていたが、本当は何か良くしようと思って熱意があふれてやっていた。これはいじめだというルールがわかるとそれを予防するために今度は一生懸命になってくれる。「今度こそだめだよ」みたいな、昔の良いガキ大将のような感じである。そういう仕組みを作ってもらい、大人が全部見張らなくても自分たちでそれを予防するような力が、小学校低学年からできたらとても良いのではないかと思う。

【委員】(意見)

いじめの対応の中で傍観者とか、観衆になっていたお子さん達について意見したい。 1 対複数で大体いじめが発生するが、その複数の中には、傍観者、観衆がいる。この子たちが、加害者側から被害者側につけば、1 対多数が逆転する。そうすると、いじめがなくなる。他委員が話した「集団の心理学を学ぶ」というのはまさにこのことである。 傍観者、観衆にならないで、中立に立って、いじめが発見されたときに「それってよくないよね。」と言えるクラスの雰囲気づくりがいじめの予防には大事だと思う。そこをもっと先生方にご理解いただいて、プラスに役立てていただけるとありがたいと思う。

【委員】(質問)

啓発のところで、いじめを引き起こさないように取り組んでいくことがとても大事だと思う。非行防止教室などの取組は市町村の方でも同じように取り組んでいる。特に最近、非行や犯罪の温床になりかねないSNSの取り扱いについては、各学校でも、以前に比べるとかなり丁寧に子供たちに指導していると思う。逆に、保護者は、「学校で指導しているのかもしれないが、親としてどう接していいかわからない、どこを注意していいのかわからない。」という反応がある。結果的に、学校で教わったことが、家庭では実践されていないという、不安や悩みを伺うことが多い。保護者を巻き込むような

手立て、取組は、県としてどのような考えかをお聞きしたい。

【児童生徒安全課長】

SNSに関しては一番喫緊の課題だと思っている。保護者が迷っているのと同様に、 教職員もどう対応していいかわからないという状況がまだある。

我々としては、教職員の研修の中で、まず教職員がSNSの現状を知ることが重要だと思う。そこから、学校での指導や家庭への伝え方について具体的に伝えていく必要があると考える。今のところ、具体的な手立てを講じているわけではないが、研修内容に組み込めるように考えている。

【委員】(意見)

教育委員会の動きが非常に良いことを伝えたいと思う。10 年ほど今の仕事をしており、協力させていただいているが、どんどん動きが良くなり、画期的なことをしていると思う。

【委員】(質問)

私が保護者として感じたことがある。私事で恐縮だが、子供が1年生になり、施策22のいじめ防止啓発リーフレットなどを見た。市から配付された書類を保護者として見る中で、小学校1年生の娘が持ち帰ってきたが、内容はいろいろな学年段階に合わせたものなのかわからないが、漢字もあり、少し難しい上に、これがいじめの資料だと話したら、「いじめって何?」と聞かれた。

小学校に入ってまず「いじめとは何か」をどの段階で、どのように教えてもらえるのか。道徳の資料などで教えてもらえると思うが、いじめの定義がまだ小学校1年生には難しい。先生に言われたことは聞かなければならないと思う子が多い低学年段階から「こういったことはだめですよ」「こういったことは注意してください」とわかりやすく教えてあげると良いのではないかと思う。うちの娘が理解できていないのかもしれないが、いじめの内容がわからなかった。学校から持ち帰ったいじめのリーフレットは、小学校1年生には理解できない内容だった。

一番問題になるのは 4 年生から 6 年生くらいで、スマホを使い始める年齢が一番問題になると思うが、資料を見ると、小学校 1 年生、2 年生、3 年生でもそれなりにいじめの認知件数がある。その辺りの教育はどうなっているのか疑問に思い、お話をお聞きしたい。

【児童生徒安全課長】

教職員はいろいろな資料を作ったり、話をしたりするときに、どの学年をターゲット にするかを考える。資料を作るときに低学年や高学年で分けてしまうと、1年生にはわ かりにくいことがある。低中高に分けても、難しいものがあるかもしれない。市で配付されたものを確認したいと思うが、県作成のものも改めて振り返り、ターゲットがどの学年になるかをもう一度確認し、よりわかりやすいものにしていきたい。

いじめの定義が小学校1年生にはわかりにくいかもしれない。いじめの定義を教えるよりも、集団の中でどう行動するのが良いのか、どんなコミュニケーションを取ったら良いのかを伝える中で、「こういう行動はあまり良くないよね」というところから、良くない関わり方や声のかけ方を学んでもらい、それがいじめだと教えることも必要だと思う。

【委員】(意見)

いじめの定義を小学校1年生に教えることと関係がありそうなので、コメントしておきたいと思う。性教育はセックスについてではなく、お互いの体を大事にするという教育であり、人権教育と一緒である。相手に勝手に触らない、相手のものは相手のものだということを教えるのは、幼稚園からでも始めたほうが良いと言われているので、ちょうど良いのではないか。元体育教師が書いた「おうち性教育はじめます」」という本があり、低学年から高学年、思春期にかけてどのようにそれを伝えるかを扱っている。それを小学校1年生から扱ってはどうか。

【委員】(意見)

いじめの基準について、我々の目線で言えば、相手が嫌だと感じたらいじめだという話になる。それがいじめかどうかを判断する基準だ。それに従っていくわけだが、子供たちが自分たちでいじめかどうかを判断するときには、「相手が嫌だ」だけでは判断できないこともある。もちろん、その判断基準を教えつつも、具体的に「こういうことは人権侵害になる」という点をしっかりと人権教育として教えていく必要がある。「嫌だと思ったらいじめだ」というだけで先走ってしまったり、その部分だけに偏ってしまったりしないようにする必要がある。

【会長】

委員の先生方、ここまででよろしいか。

いろいろと意見が出たが、県教育委員会として、実行できるところからお願いできればと思う。議題の2点について、委員会としてのいじめ対策についての意見は、ここで閉じさせていただく。事務局に進行をお返しする。

4 報告

-

 $^{^1}$ 「おうち性教育はじめます」シリーズ 【出版社】KADOKAWA 【著者】フクチ マミ/村瀬 幸浩 【出版年】2020~

- 5 諸連絡
- 6 閉会